

改訂案に対する意見について

1 説明会（3/27）での意見

意見なし

2 インターネット（3/16～3/29）による意見

(1) 件数

1件

(2) 内容（要約）

現行の開発行為許可基準で整備が可能な碎石駐車場が増えることは、景観形成上好ましくない。

市街化調整区域に建築物を伴う駐車場、レンタカー業の整備はできないため、主要空港へのアクセス沿道周辺における開発行為許可基準に改正を加え、景観などの条件を付けて駐車場やレンタカー業の立地が許可できるような仕組みがあれば、より良い景観形成に繋がるのではないか。

(3) 対応

ガイドラインに対してではなく開発行為許可制度への意見のため参考とする。